



ダイヤル 74-7007

こちら 匝瑛市消費生活センターです

Vol.4

消費生活センターでは、契約トラブル、悪質商法、借金問題などの相談に、相談員が無料でお応えします。

「クーリング・オフ」って何？

「クーリング・オフ」とは、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。制度の利用は、“訪問販売”や“電話勧誘販売”など、特定の定めがある場合に限られます。

◆クーリング・オフができる期間

契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、サービス、修理や工事などの終了後でもクーリング・オフができます。書面を渡されていない場合や、記載内容に不備がある場合は、8日間を過ぎていても可能です。

◆クーリング・オフの方法

クーリング・オフは、次の方法で行ってください。
○契約解除の内容を、必ずはがきなどの書面で通知する。
※はがきを書く場合は、両面のコピーをとり「特定記録郵便」など発信の記録が残る方法で送付する。

○クレジット契約で購入した場合は、販売会社とクレジット会社の両方に通知する。

◆あきらめずにご相談を

消費生活センターでは、クーリング・オフの手続き方法を教えます。また、“クーリング・オフができるかどうか分からない場合”や“クーリング・オフの期間が過ぎてしまった場合”でもご相談ください。
※クーリング・オフは、自分から店舗へ出向いて購入した場合や、通信販売などで購入した場合はできません。

クーリング・オフ通知の書き方は消費生活センターまで！



匝瑛市消費生活センター

日時…原則 月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時
場所…市役所3階産業振興課 ☎74-7007